

守って安全快適に

自転車は重大な事故につながる恐れも

他の地域に比べて市川市の自転車事故は、発生件数が増えています。特に通行量が増える通勤通学時間や夕暮れ時に多く、昨年は死亡事故も発生しています。自転車事故は、利用者がルールを守ることで防げます。みんなで協力し、交通事故ゼロの街を目指しましょう。
(市川警察署 交通課課長 山口さん)



万が一に備えて、自転車にも保険を

TSマークは自転車安全整備士が点検整備した普通自転車に貼付されるもので、傷害保険と賠償責任保険が付いています。

☎03-3260-3621

日本交通管理技術協会



▲TSマーク



【神戸地裁平成25年7月4日判決】賠償額9521万円の重大な事故

男子小学生が夜間、時速20～30キロメートルで自転車に乗り坂道を下っていたところ、歩行中の女性と正面衝突した。その結果、女性は頭の骨を折り、意識が戻らない状態となった。

交差点、通学路では

↓ 子どもの飛び出しに注意する

見通しの悪い交差点や学校付近の通学路では、一時停止の標識があるなしに関わらず、飛び出しに注意するため、必ず安全確認をしましょう。

罰則(一時停止の標識無視)
3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

傘を差す、またはイヤホンや携帯電話を使用しているの運転は

↓ 禁止です

傘を差したり、ハンドルに固定していると視界が狭く不安定になります。また、携帯電話やイヤホンの使用は集中力が散漫になるので止めましょう。

罰則 5万円以下の罰金

交通ルールをもっと知りたい時は

自転車に乗るときの基本ルール「自転車安全利用五則」のチラシを配布したり、自治会や企業を対象とした自転車安全利用講習会を開催しています。詳細はお問い合わせください。



江戸川堤防部には約12kmのサイクリングロードがあり、付帯施設として、ベンチ、トイレ、案内板の他、安心・安全に利用できるよう、バイク進入防止柵などの整備を行っています。歩行者などに配慮しながら、快適にサイクリングを楽しみませんか。

▼疲れたら江戸川を眺めながらベンチで一休み



▲トイレもあるのでいざという時も安心

意外と知らない自転車のルール



平成27年の市内交通事故は10年ぶりに増加し897件でした。中でも自転車が関係する交通事故は304件と、全体の34%を占めています。自転車は、便利な乗り物ですが、危険な乗り方をすると、重大な事故につながる恐れもあります。ルールを守って安全に、快適に乗りましょう。

☎712-6341 交通計画課

ルールを守る

自転車は原則、車道を通行し、飲酒運転の禁止、夜間のライト点灯などのルールがあります。違反者には道路交通法などにより罰則が科され、悪質・危険な運転を繰り返すと安全講習の受講が義務化されます。ここでは、自転車のルールのなかで、特に気を付けるべきポイントをご紹介します。



自転車が歩道を走れるのは、自転車通行可能の標識がある場所、13歳未満または70歳以上の方と、道路・交通上やむを得ない時です。その際は、徐行または押して歩くなどして、歩行者に配慮しましょう。

罰則 2万円以下の罰金または科料



スクランブル交差点では、歩行者が優先です。自転車に乗ったまま、すり抜けるように通行すると危険です。

車道を走る場合、斜め横断はできません。右折の場合は二段階右折が必要です。

※二段階右折とは進行車道の交差点を直進し、渡った先で方向を右に変え、右折先の信号が青になってから直進する方法です。

安全に乗る



市では、自転車の安全利用のために新浜通りの一部に自転車レーンの整備を進めており、平成28年の春の一部が完成します。自転車レーンは、車と同様に道路の左側一方通行です。逆走は大変危険ですので、必ずルールを守りましょう。



▲すでに利用されている千葉市の自転車レーン (市川市の青いラインは右側の1本です)